

10 消費者の保護（権利）	(1) 登録の同意	—	<ul style="list-style-type: none"> ・与信業者は、個人の①金融実名取引等の内容、②疾病に関する情報、③取引内容・信用取引能力が判断できる情報を信用情報業者等に提供しようとする場合は、当該個人から書面による同意を得なければならない(23)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人は、合理的な間隔で、不当に遅延することなく、かつ不当な経費を要することなく、データ利用者から自己のデータの保有の有無を知らされる権利を有する(別表1) 業界(FHA: Financial Houses Association)の自主的対応による登録同意文書をデータ保護登録官が認めている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ①情報が信用情報機関に登録されること ②詐欺等の犯罪防止に使われること ③第三者に提供され、マーケティングリストにも使われること 等 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの処理・利用等は、法律の定めによる場合を除き、本人に利用等の目的が示され(本人の請求がある場合は同意を拒絶した場合の結果を含む)、本人が文書により同意をしている場合に限られる(4)。 ・個人データが本人のために初めて蓄積される場合、業務上提供の目的で蓄積される場合にはその事実及びデータの種類について本人に報告されなければならない(33)。
	(2) 自己情報の開示請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者報告機関は、消費者から開示請求を受けたときは、所定の手順に従い、①当該消費者に係る全ての情報、②その情報源、③一定期間に消費者報告を取得した者(名称、住所、電話番号)等について明確かつ正確に開示しなければならない(609a, 610a, 621)。 ※開示に併せて、①消費者の権利について要約した書面の交付、②消費者報告機関の設置する受信人払いの電話番号の教示等を明確に義務づけ(609c)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用情報主体は、信用情報業者等に対して本人に関する信用情報の閲覧を請求することができる(25)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○債権者(与信業者)は、消費者(債務者)からの書面による請求に応じて、信用供与を拒否した理由と契約交渉中に当該債務者の信用情報を照会した信用情報機関の名称・住所を開示しなければならない(157)。 ○信用情報機関は、消費者からの書面による請求(適正範囲内の手数料による)に基づき、7日以内に本人に係る全ての情報を書面により開示せねばならない(158)。 ●個人は、合理的な間隔で、不当に遅延することなく、かつ不当な経費を要することなく、データ利用者が保有する自己のデータにアクセスできる(写の提供を受ける)権利を有する(書面による請求と手数料を要する)(別表1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は、自己の蓄積されたデータの内容やその収集等の目的、定期的な提供先等について、開示を請求できる。開示は、原則として書面により、また無償で行われる(34)。 ・開示請求権は、法律行為や特別の条項(契約等)で排除又は制限できない権利である(6)。

<p>(3) 誤情報の訂正・削除権</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が情報の完全性・正確性に異議を示した場合には、消費者報告機関は 30 日以内に、当該情報を再調査し、これを記録しなければならない。再調査が終了したときは、消費者に対しその結果を書面等により通知しなければならない。 消費者報告機関は、再調査の結果、当該情報が不正確・不完全であることが明白となった場合、又はその正確性が確認できなかった場合は、遅滞なく、その情報を削除又は訂正した上、消費者からの請求に基づき、一定期間内にその情報を取得した者等に対し、その旨等を通知しなければならない(以上 611ad)。 ※消費者報告機関は、消費者から異議申立があった場合は、その情報の提供者に対してその旨を通知しなければならない(611a)。情報提供者は、その通知を受けた場合は、調査・検討を行い、その結果を当該機関等に対し報告しなければならない(623b)。 ※消費者はダイレクトマーケティング利用のためのリストから、消費者報告機関への通知により、自己の氏名・住所の削除を指示することができる(604e) 	<ul style="list-style-type: none"> 信用情報主体は、本人の情報が事実と異なる場合は、訂正を請求することができる(25)。 訂正請求を受けた信用情報業者等は、直ちに当該信用情報に係る訂正請求中等の記載、事実の調査等を行い、事実と異なる若しくは事実の確認ができない場合は、削除又は訂正しなければならない(25)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者は、信用情報機関が保有する情報に誤りがあり、そのために不利益を被ると考えるときは、書面により、当該情報の削除又は修正を求めることができる。機関は、消費者の申出が適当であった場合には 28 日以内に修正等を行い、その写を添えて消費者に通知しなければならない(159)。 ●個人は、合理的な間隔で、不当に遅延することなく、かつ不当な経費を要することなく、それが適当な場合には、データ利用者が保有する自己のデータを修正、又は削除する権利を有する(別表 1, 1.7b) ●裁判所は、データ主体の申立に基づいて個人データが不正確であると認めた場合には、当該データの訂正又は抹消を命ずることができる(24)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正しくない個人データは訂正されなければならない。また、蓄積が許されない場合等には、個人データは消去されなくてはならない。 ・個人データの正確性が争われ、その正誤が確定できない場合は当該個人データは封鎖されなければならない(以上 35)。 ・訂正請求権は、法律行為や特別の条項(契約等)で排除又は制限できない権利である(6)。
<p>(4) その他(不利益を受けた場合の権利等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者報告利用者(与信業者等)は同報告等を理由として与信の拒絶等の不利益扱いをする場合には、本人からの照会を待たずに、その旨及び消費者報告機関の名称・住所等を通知しなければならない。消費者は無料で同報告の写等を取得でき、その正確性等につき異議をのべることができる(603k, 615ab)。また与信業者等は、不利益な扱いをしたことは、消費者報告機関が決定したことではないことを消費者に伝える義務がある(615a)。 ※再調査によっても争いが解決されない場合には、消費者は簡略な異議文書を作成し、自己の情報に付加する権利を有する(611b) 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用情報業者は訂正請求に係る処理結果を 7 日以内に通知しなければならない。信用情報主体は、訂正請求に係る信用情報業者の処理結果に異議がある場合には、財政経済院長官にその是正を請求することができる(25)。 ・信用情報を信用情報主体の請求に基づき削除又は訂正した信用情報業者等は、当該信用情報を最近 6 ヶ月以内に提供を受けた者及び当該信用情報主体が要求する者にその旨を通知しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者は信用情報機関に対する訂正等の要求結果に不服があるときは、当該機関からの回答通知を受領後 28 日以内に、異議理由書を作成し自己の情報に付加するよう要求することができる。また、消費者は、公正取引庁長官に対して適切な命令を当該機関に発するよう求めることができる(159)。 ●裁判所は、請求を行った者の申請により、当該データ利用者がこれらの規定に違反してその請求に応じないと確信する場合、当該データ利用者に対しその請求に応じるよう命ずることができる(21)。 ●個人が、不正確なデータにより損害を受けた場合は、データ利用者に対して賠償を請求する権利を有するデータの正確性につき適切な措置をとっていたことの举证責任はデータ利用者が負う(22)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報主体が、宣伝や市場・世論調査の目的のためのデータの利用・提供に異議を唱える場合は、当該目的のための利用・提供は許されない(28)。 ・情報主体が、本法違反により侵害されたことを証明する場合は、監督官庁は調査を行わなければならない(38)。

<p>11. 行政による監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連邦取引委員会法に基づき、信用報告機関及びその会員業者について「連邦取引委員会」(FTC: Federal Trade Commission)が監督(621a)。 但し、銀行等の預金受入金融機関においてはそれぞれの監督官庁が監督(621b)。 ※連邦取引委員会は、本法に対する違法行為者を被告として、民事罰を課すための訴訟を連邦地裁に提起することができる(621)。 ※監督機関は、本法に関して規則を定めることができない(621a)。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用情報業者等に対する資料徴求・検査、及びこれら等に基づく許可の取消、業務の改善・中止・禁止命令等は、「財政経済院長官」が行う(12・29)。 上記の検査権限は、道知事等の地方政府や銀行監督院庁等に委任又は委託できる(31)。 97年改正法により新設 ※総合信用情報集中機関の中に信用情報協議会を設け、信用情報の目的外利用の防止対策、金融機関の信用情報の提供に係る履行実態に対する調査等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「公正取引庁(Office of Fair Trading)長官」、地方政府が実施 ●データ保護登録官(独立機関: Data Protection Registration)による登録制度及び監督(10~12、16、別表4) <ul style="list-style-type: none"> ①強制処分通知権限(10) ②登録抹消通知権限(11) ③移転禁止通知権限(12) ④本法に係る犯罪及びデータ保護原則違反の捜査のための立入検査権限(16、別表4) 	<ul style="list-style-type: none"> 監督官庁(州政府の下に置かれる)は、個人データを提供目的で保有する者等を登録し、本法等の規定の執行について監視する。 監督官庁は情報主体の異議申立等を受けて調査権等行使する(実際の運用では、州の監督官庁によっては定期検査を行う)。 監督官庁は、安全保護措置の是正、個々の手続きの使用禁止、データ保護受託者の解任等について命令することができる(以上38)。
<p>12. 罰 則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①故意に虚偽の名目で信用報告機関から情報を得た者、②情報を受け取る権限のない者に対し故意に情報を与えた信用報告機関の役員は、罰金若しくは2年以下の禁固又はその併科に処せられる(619、621a)。 ※連邦取引委員会に提供された訴訟において、違法行為者は各義務違反毎に2,500ドルを超えない額の民事罰を科される(621a) 	<ul style="list-style-type: none"> さ封書の規定に違反した者は罰則(両罰規定)又は過料に処せられる(32~35)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○禁固、罰金刑等の量刑(2年以下の禁固若しくは罰金又はその併科)を規定(法附則1)。 ●本法の規定に違反する罪を犯した者は、罰金刑に処せられるほか、登録義務違反等の場合は裁判所命令によるデータ資料の没収、破棄、抹消等の措置がとられる(19・20)。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人データについて、権限なく保有等を行う者、虚偽の申告により不正に入手する者、目的外利用を行う者等は1年以下(報酬を得て、又は自己若しくは他人に利益を与えるか、他人に損害を与える意図のある場合は2年以下)の禁固刑又は罰金刑に処せられる(43)。
<p>13. 損害賠償</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本法が課す義務を故意又は過失によって遵守しなかった者は、それにより消費者が被った損害額等について消費者に対して賠償する責を負う(616a、617a)。 ※虚偽目的あるいは不正により消費者報告を取得した者は、それにより消費者報告機関が被った損害額等について機関に賠償する責を負う(616b) 	<ul style="list-style-type: none"> 信用情報業者等及びその他信用情報の利用者が、法違反により信用情報主体に被害を被らせた場合は、故意又は過失でないことを立証しない限り、信用情報主体に対して、損害賠償責任を負う(28)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●データ主体は、個人データの不正確性が原因で損害を被った場合、及び個人データの紛失又は無制限の破壊若しくは開示・アクセスにより損害を被った場合に、それぞれ損害賠償請求権を有する(22・23)。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人が、非公的部門の者に対し、本法律等の違反行為あるいは不正な形態の自動データ利用等を理由として損害賠償請求を行う場合は、データ管理者は立証責任を負う(8)
<p>14. 国外提供・処理の制限</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●登録に当たって名称を挙げられ若しくは記載された連合王国以外の国又は領域に、その保有する個人データを直接又は間接に移転することを禁止(5)。 ●データ保護登録官は、そのデータ移転がデータ保護原則に違反するおそれがあると確信する場合等は、ヨーロッパ条約対象国以外への移転を禁止する通知書を送達することができる(12)。 	<p>[公的部門に係る規定]</p> <p>ドイツ国外の機関や国際機関に対する個人データの提供は、国内法の目的に相反すると推定される理由がある場合等には行ってはならない(17)。</p>

15. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者報告機関は、消費者の氏名、住所及び勤務先に限定される個人識別情報については、政府機関に提供することができる(608)。 ・関連する法律として、金融機関が保有する顧客情報を捜査機関、行政機関が調査することを原則禁止とし、国家機関によるプライバシー侵害の抑制を図る「金融プライバシー法 (Right Financial Privacy Act, 1978)」等がある。 <p>※1996年改正の際、併せて「信用情報修復機関法」(Credit Repair Organization Act, 1996)が、連邦消費者信用保護法第4編として制定された。これはトラブルが増加していたクレジット・クリニックに対する規制を図るものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信用情報業者の事業の譲渡・譲受け又は合併については、財政経済院長官の認可を要する(8)。 ・信用情報業者に対して、未成年者、禁治産者等の雇用の禁止、営利目的業務との兼業の禁止、類似名称の使用禁止等の措置が採られている(9~11) ・信用情報業者・信用情報集中機関は、公共機関に対して、公開が許される信用情報の閲覧等を要求できる(14)。 ・信用情報業者等は、①虚偽の情報提供、②調査依頼の強要、③調査対象者への資料の提供及び回答の強要、④規定上限額を超えた手数料等の要求・受領等を行ってはならない(26)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●データ保護登録官は、適当であると判断する場合は、業界団体等に自主規範(Code of Practice)を作成させることができる(36)。 ●データ利用者等は、データ保護登録官による登録の取扱いや処分等について、「データ保護審判所」に不服申立を行うことができる(13、14) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出版・放送等ジャーナリズムにおける個人データの取扱いについて、特別規定を置き、秘密保持、安全保護措置等の規定を適用している(41・42)。
<p><参考> 信用情報機関の実態</p>	Experian (旧 TRW)、Trans Union Equifax の三大機関をはじめ、大小約 400 機関	Experian (旧 TRW)、Trans Union Equifax の三大機関をはじめ、大小約 400 機関	Equifax Europe (旧 Infolink を合併)、UK-CCN Systems, Credit Data and Marketing Service, Wescot Data Systems の 4 大機関ほか	BUNDES-SCHUFA (信用情報保護連盟: Schutzgemeinschaft für allgemeine Kreditsicherung) : 8 つの法人 (非営利) に分かれている。

(注) () 内の数字は当該法律の条番号